

一般社団法人日本歯内療法学会 代議員選挙について

定款第6条に基づく代議員選挙を実施します。代議員選挙施行細則第4条に基づき、ここに公示します。

1. 代議員数

定款第6条②に基づき、50名以上150名以内

2. 選挙方法

立候補者数が150名を超えた場合、選挙を行い、150名を選出する。立候補者数が150名以下の場合、信任投票とする。いずれも郵便による方法とする。詳細は、2025年11月末までに日本歯内療法学会ホームページ (<https://jea-endo.or.jp/>) に掲載する。選挙は定款第6条⑥に基づき、2025年12月に投票期間を設定し、実施する。

3. 立候補方法

代議員選挙施行細則第3条の条件を満たし、立候補を希望する方は、立候補届を日本歯内療法学会ホームページ (<https://jea-endo.or.jp/>) からダウンロードするか、日本歯内療法学会事務局（日本歯内療法学会Eメールアドレス：jea@kokuhoken.or.jp）までメールにて取り寄せる。立候補届の提出は簡易書留またはレターパックによるものとし、提出期限は2025年10月24日（金）末日とする。

立候補届は下記よりダウンロードください。

[代議員選挙立候補届](#) 

4. 次期代議員候補者名簿

代議員選挙施行細則第5条に基づき、選挙管理委員会は立候補者の資格審査を行い、適格者を理事会に報告する。理事会は次期代議員候補者名簿として、2023年11月開催の理事会にて審議する。承認された次期代議員候補者名簿は日本歯内療法学会ホームページ (<https://jea-endo.or.jp/>) に掲載する。

・ [一般社団法人日本歯内療法学会 代議員選挙施行細則](#) 

・ [2026-2027理事一覧](#) 

日本歯内療法学会 選挙管理委員会